

4. 成人期

① 18歳以降はどんなサービスが受けられるの？

地域での暮らしを支える、医療と福祉のサービスがあります。
児童福祉法による福祉サービスは、障害者総合支援法による福祉サービスへ移行していきます。

医療保険のサービス

内 容		
訪問診療	医師・看護師が、病院への通院が難しい方に対し、ご自宅を定期的に訪問して診療します。診察や相談、薬の処方、予防接種などを行います。	—
訪問看護	保健師・看護師・理学療法士等が、自宅を訪問。病状の観察、点滴・注射など診療の補助、食事や排せつなどの療養生活のケア、リハビリなどを行います。（主治医の指示のもと）	P12
訪問歯科診療	歯科医師と歯科衛生士がご自宅を訪問し、虫歯の治療、歯や口腔機能の発達、お口の健診、口腔ケアを行います。	—
リハビリテーション （外来・訪問）	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が、ご自宅を訪問してリハビリします。身体の機能を維持・改善したり、食事や排せつなど日常生活動作の工夫や練習、食べる・飲みこむなどの練習、コミュニケーションの訓練などを行います。（主治医の指示のもと）	P14
訪問薬局	薬剤師が自宅を訪問し、薬の提供、相談・助言をします。（主治医の指示のもと）	—
レスパイト入院	自宅での療養が難しい場合、一時的に病院に入院する制度です。家族の休息・息抜きをサポートします。	P21

福祉のサービス

内 容			
障害者総合支援法	相談支援	相談支援専門員が、福祉サービスの利用や希望する暮らしの相談を受けます。 計画を作成し、本人・家族・関係者とのケア会議を開きます。	P16
	居宅介護 (身体介護・家事援助・通院等介助・重度訪問介護)	自宅にて、ヘルパーが入浴・排泄・食事等のお世話、掃除・洗濯など家事をします。通院時のお手伝いなども行います。	P18
	短期入所 (医療型・福祉型)	ご家族の事情により、自宅での療養が難しい場合に、短期間、施設等に入所して、必要な介護を受けることができます。	P21
	生活介護	日中通所にて、入浴、排せつ、食事等の身体介護や身の回りの支援、 創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	P34
	地域生活支援事業 (日中一時・移動支援・訪問入浴)	①日中一時支援事業～日中活動の場・家族の一時的な休息を促す預かり事業 ②移動支援事業～外出の支援 ③訪問入浴サービス事業～自宅での入浴支援	P18
児童福祉法	放課後等デイサービス	通学している障害のあるお子さんの放課後や休業日に、生活能力の向上や 社会との交流を促す、通所の療育の事業です。 (高校3年生の3月末まで)	P17

① 18歳以降はどんなサービスが受けられるの？

重度訪問介護

次の①～③の全てに該当する場合にヘルパーがご自宅を訪問し、入浴・排泄・食事の介助・見守り・外出するときの支援を行います。

- ① 障害支援区分 4 以上の方
- ② サービスの提供時間が 1 日につき 3 時間超必要な方
- ③ 歩行、移乗、排尿、排便の全てに支援が必要な方

生活介護

障害福祉サービス事業所で、入浴・排泄・食事などの介護や、調理・洗濯などの家事、創作的活動や生産活動の機会の提供を行います。

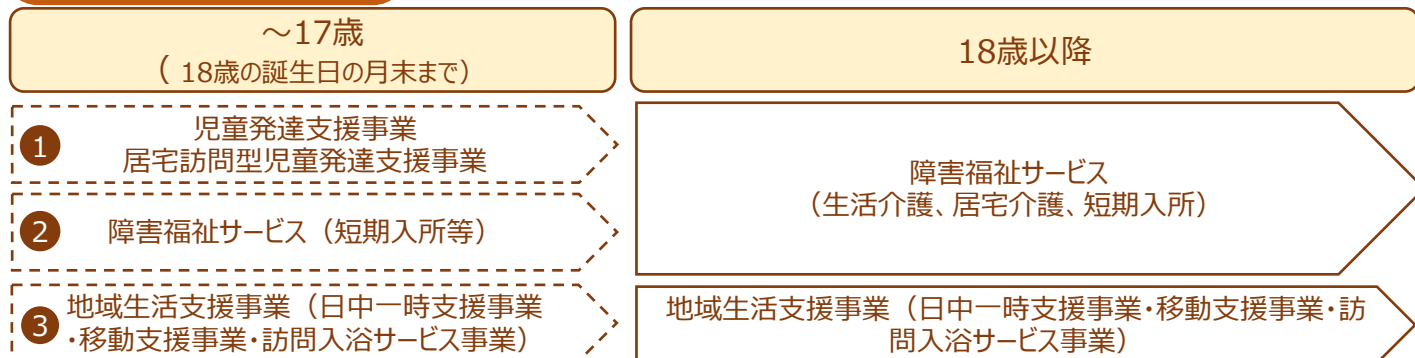
50歳未満の方は障害支援区分が 3 以上、50歳以上の方は障害支援区分 2 以上の方が利用できます。

地域活動支援センター

地域活動支援センターで創作的活動または生産活動の機会の提供や社会との交流の促進を図っています。

② 福祉サービスの切り替えはどう進めていけばいいの？

高校に就学していない場合

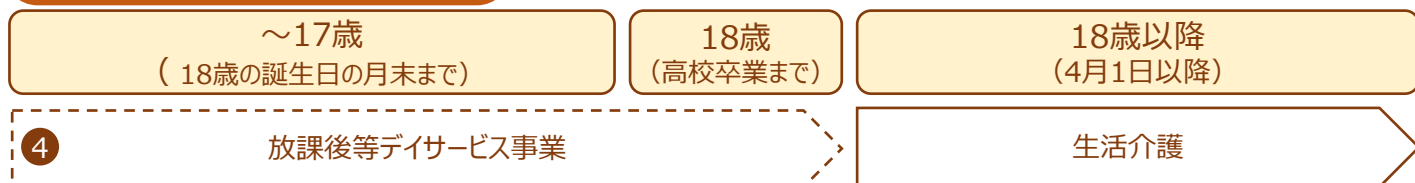


- ① 現在、児童発達支援事業や居宅訪問型児童発達支援事業を利用しており、今後、生活介護や居宅介護を利用する場合。
- ② 現在、障害福祉サービス（短期入所等）を利用しており、引き続き、同サービスを利用する場合。
- ③ 現在、地域生活支援事業（日中一時支援事業・移動支援事業・訪問入浴サービス事業）を利用しており、引き続き同事業を利用する場合。

保護者

18歳の誕生日の3ヶ月前に市障害福祉課（☎65-4147）へ申請手続きを行います。
18歳の誕生日の月末に、自宅に「福祉サービス受給者証」が届きますので、利用する事業所等にご提示ください。
※18歳以降の事業所選びなどは、担当相談支援専門員と一緒にいきます。

特別支援学校に就学している場合



- ④ 現在、放課後等デイサービス事業を利用しており、高校卒業後、生活介護を利用する場合。

養護学校

10月頃 保護者や本人と高校卒業後の進路相談を行います。
11月頃 進路の決定や、障害福祉サービス申請の説明等を行います。担当相談支援専門員も情報共有しながら必要な動きをします。

保護者

11月頃～ 市障害福祉課へ申請手続きを行います。
3月末 自宅に「福祉サービス受給者証」が届きますので、利用する事業所等にご提示ください。



※ ⑤と⑥の手続きは「高校に就学していない場合（②と③）」と同様です。

保護者

18歳の誕生日の3ヶ月前に市障害福祉課へ申請手続きを行います。
18歳の誕生日の月末までに「福祉サービス受給者証」が届きますので、利用する事業所等にご提示ください。

③ 施設での暮らしてどうなるの？

療養介護

療養介護は医療機関（病院など）に入所し、日常生活上の支援に加え、機能訓練や医療的ケアなどを、常時、受けることができる福祉サービスです。

対象は18歳以上の障がい者支援区分5以上に該当する重症心身障害の方、又は重症心身障害に準ずる方として、市町村が認めた方です。

帯広病院では医療型障害児入所施設も兼ねておりますので、児童から入所が可能です。

生活のスケジュール

6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00
起床	朝食	更衣		療育活動	入浴	昼食		療育活動			夕食				消灯

上記のスケジュールに加え、医療的ケアやリハビリなどを一人一人に合わせ行っています。
また、クリスマス会などの季節行事や外出行事なども行っています。

病院での暮らしの様子



●独立行政法人国立病院機構帯広病院 帯広市西18条北2丁目16番地

利用方法 入所希望の方は窓口へご相談ください。

利用までに時間を要しますので、お早めにご相談ください。

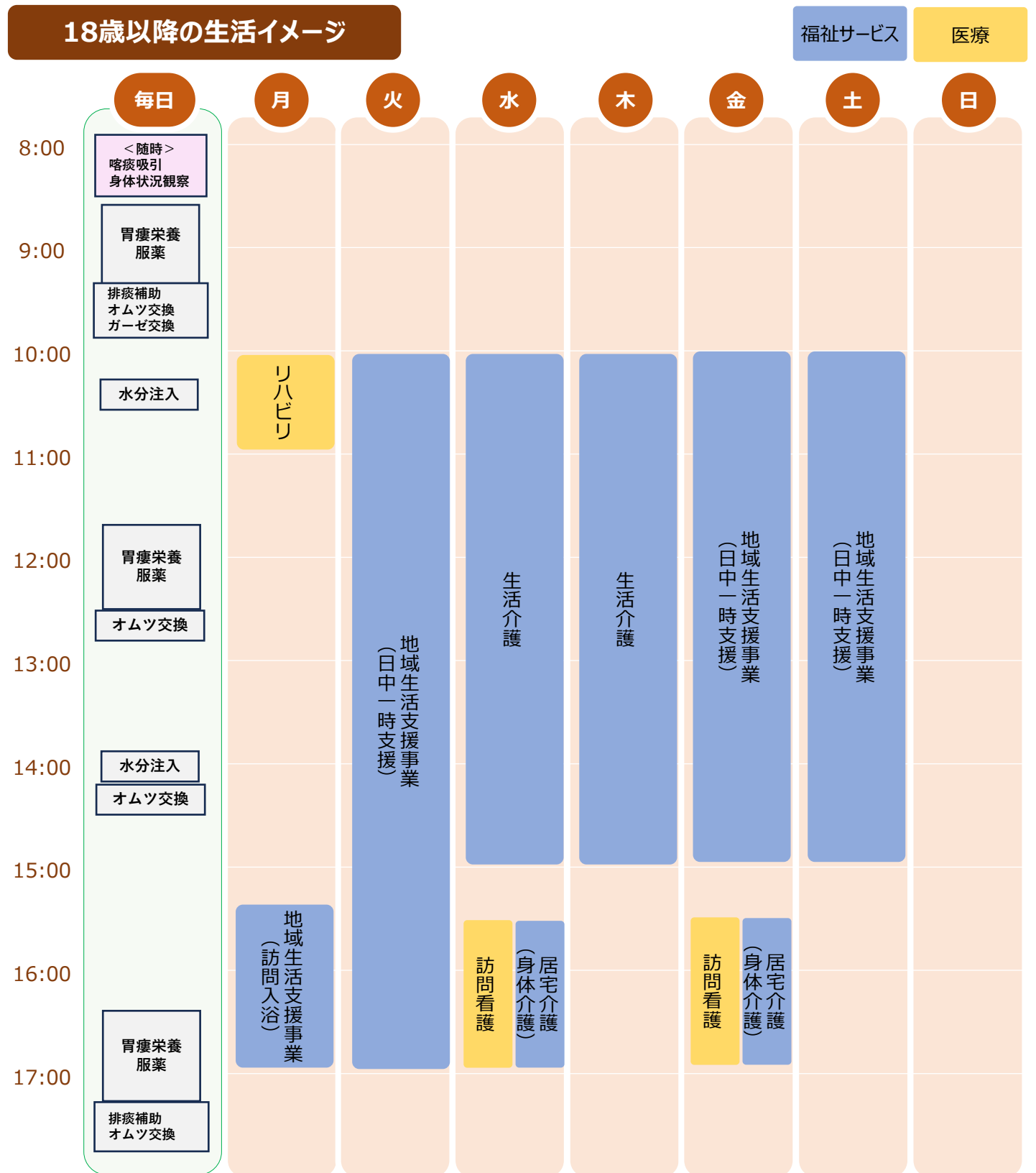
院内見学も受付ております。

窓 口 ☎ 33-3155 療育指導室 平日8:30~16:55



帯広病院マスコットキャラクター
はーとちゃん

④ 18歳以降の暮らし（例）



⑤ 障害基礎年金の申請準備は？

国民年金の障害基礎年金は、**20歳の誕生日の前日から**、請求手続きが可能となります。
なお、障害の程度によって、年金の支給対象とならない場合があります。

～20歳
(20歳の誕生日の属する月まで支給)

20歳～65歳
(20歳の誕生日の前日から申請開始・認定後に支給)

特別児童扶養手当

国民年金の障害基礎年金

手続きの流れ

1 帯広年金事務所へ相談の予約をします。
(20歳の誕生日の半年前から)
帯広年金事務所 ☎21-1511
(音声案内1番→2番)

2 相談窓口で手続きに必要な書類の確認と、
診断書用紙等を受け取ります。

3 診断書の現症日※は20歳の誕生日の前日の前
後3ヶ月以内であることが必要なため、その期間に
専門医師の診察を受け、診断書を作成してもらい
ます。

4 帯広年金事務所へ予約を行い、診断書と必要書
類を持参して請求手続きを行います。
なお、請求手続きは20歳の誕生日の前日から
となります。

※診断書の現症日とは、診断書に記載された診断がいつの時点なのかを示すものです。診断書の作成日ではありません。

帯広市生活支援ファイル「つながっと」

障害基礎年金の手続きに必要な書類の1つに「病
歴・就労状況申立書」があります。

この申立書は、出生からの日常生活の状況や通院
期間、病状などを記入する様式です。

障害基礎年金の手続きを行う際に、昔の状況を思い
出すのは大変ですので、障害や発達に心配のあるお子
さんを周りの人たちが支えるために、保護者が記入・記
録し活用するサポートファイル「つながっと」を活用してみ
てはいかがでしょうか。



帯広市生活支援ファイル「つながっと」

